

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成29年度第21回（定例会）

署名人 比嘉 佳代
委員長 本仲 範男

開催日時 平成30年2月15日（木）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時25分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 本仲範男委員長、比嘉佳代委員、神村洋子委員、喜屋武裕江委員、渡慶次克彦教育長

議事日程 ※日程1は非公開案件に該当

- 1 議案第33号 那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について 【学校給食課】
- 2 報告1 第3次那覇市子どもの読書活動推進計画（素案）について 【生涯学習課】
- 3 報告2 那覇市立図書館の指定管理者制度導入及び一部業務委託拡大検討結果について
【生涯学習課】
- 4 議案第34号 地方自治法180条の2に基づく協議について 1 【総務課】

出席職員

【生涯学習部】屋比久猛義部長、山内健副部長

（総務課）仲程直毅課長、森田勝副参事、金城国夫主幹、奥浜隼人主査

（生涯学習課）砂川龍也課長、田場壮子主幹、与座リサ主査

【学校教育部】黒木義成部長、森田浩次副部長

（学校給食課）佐久川敏明課長、久貝斉主幹、和田英夫主査

会議録作成（総務課）幸地英子主査

本仲委員長 平成29年度第21回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日の会議録署名は比嘉委員にお願いします。よろしくお願いします。まず会議の非公開について図りたいと思います。日程1については、議会への提案前の内容が含まれるため、非公開とすることが適当であると思われます。会議の非公開の可否について採決をします。議事日程1については、非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

本仲委員長 異議なしとしますので、日程1については、非公開とします。関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開 ～

本仲委員長 非公開を解きます。報告1「第3次那覇市子どもの読書活動推進計画(素案)について」の説明をお願いします。はい、屋比久生涯学習部長、どうぞ。

屋比久部長 報告1でございます。「第3次那覇市子どもの読書活動推進計画(素案)について」、第3次那覇市子どもの読書活動推進計画(素案)について、別紙のとおり報告する。平成30年2月15日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 那覇市子どもの読書活動推進委員会要項第2条第1号に基づき、策定を予定している第3次那覇市子どもの読書活動推進計画(素案)について、報告をするということでございます。詳細につきましては、生涯学習課から行います。

本仲委員長 はい、砂川課長、どうぞ。

砂川課長 事前に配布しました「第3次那覇市子どもの読書活動推進計画(素案)」をご覧いただきながら説明したいと思います。表紙に書かれております「子どもが自主的に読書に親しみ、感性を磨き、学ぶ楽しみや知る喜びを体得し、“生きる力”を育むまち」、これを基本理念に、今回、その策定を行っております。それでは報告いたします。本市では、これまで那覇市子どもの読書活動推進計画を策定いたしまして、子どもの読書活動の推進を行って参りました。第1次計画を平成18年2月ですね、第2次計画を平成25年3月に策定いたしまして、どちらも5ヶ年を計画期間としておりました。第2次計画が平成29年度、今年度までの計画期間であることから、次期の第3次計画を策定するということで、今年度は那覇市子どもの読書活動推進委員会を6回開催いたしまして、計画の素案について検討・協議を重ねて参りました。資料の54ページに計画策定の過程を示す表を掲載しております。この中で6回開催したという内容を示しております。続きまして、第2次計画の評価を平成28年度に行いましたので、第3次計画の素案の策定に当たりましては、その評価も踏まえ、改善すべき点は改善して策定に臨んでおります。このたびの第3次計画は主に第2次計画を踏襲した形になりますので、計画全体につきましては、大きな変更点というのはございません。この素案が少し多いものですから、ポイントを絞ってご説明いたします。第1章では、1ページにございますが、「第2次那覇市計画期間における取組の成果と課題」を示

し、1ページから6ページにかけて記載をしております。次に10ページをご覧ください。10ページには、体系図を示しております、家庭・地域・学校などというそれぞれの場において、子ども達の読書活動の推進を図っていくことを示しております。次のページ、11ページの第4章には、その家庭・地域・学校などの今後の取り組みについて記載しております。そしてそれぞれの取り組みを具体的に示すものとして、指標と「めざそう値」を設定いたしました。第2次計画から第3次計画へ継続していく指標も多いのですが、そうしたものについても「めざそう値」の修正を行ったり、指標の達成についてある程度考えたりという、より現状に即したものとしまして、計画が推進できるように少しずつ修正をいたしております。それでは第3次計画で新しく指標として設定したものを少し紹介したいと思います。25ページをご覧ください。25ページの2)の部分です。指標名としましては、「公立図書館を年間3回以上利用している保護者等の割合」というのがございます。指標の意図といたしましては、「広報活動の充実等を通して、保護者等が子どものために公立図書館を利用する機会を増やし、子どもの読書活動の推進を図る」ということで、この指標としております。現状値としましては、平成27年度時点で、保育所で20.8%、幼稚園・こども園で25.1%、これを2020年、2022年度にかけて最終的には41.5%、50%近くまで伸ばしていきたいと考えております。この表を課題として設定した理由といたしましては、「公立図書館を年間1回も利用したことがない」というアンケート調査がございまして、それをすぐさま大きい数字に変えることが出来ないものですから、まずは1回だったり、2回と、回数を徐々に増やしていくとよように考えて、今回の設定としております。アンケート調査では、6割近くの方が1回も利用したことがないと出ていますので、まずは1回でも図書館に足を運んでいただくということを考えて、指標をたてております。次に26ページの資料です。5)指標名といたしましては、「学校図書館への貸出回数」について、ご説明いたします。指標の意図としましては、「市立図書館7館から学校図書館へ本の貸出を行っている。貸出回数を増やすことにより、学校図書館で活用できる資料数を増やし、児童生徒の学習及び読書活動をサポートする」と考えております。市立図書館の指標でございます。次に27ページの8)指標名「読み聞かせ養成講座(初級)修了生の活動回数」について、ご説明します。第2次計画では読み聞かせ講座終了生の活動を支援するとして示しておりましたが、公民館祭等でのお話会のボランティア活動を主に支援していたということで、図書館とボランティアさんのマッチングはおおむね順調だったと考えております。しかし、27ページの7)、こども政策課が所管します「読み聞かせにボランティアが参加している児童館数・率」に、2017年実績値は少し悪い結果が出ておりますので、これらに関連しまして、市立公民館等が積極的に関わってボランティア活動に対する増やしていくような指標を設定しております。去る1月19

日には、第3回那覇市社会教育委員会の会議に議案として提出しまして、外部委員であります社会教育委員の皆さんからいろいろご意見をいただいております。資料の55ページですけれども、主な意見内容を掲載しております。また、2月1日～2月28日までの間、パブリックコメントを行い、市民の意見等を募集しております。募集終了後には、その結果をまとめまして、この第3次計画に掲載していきたいと考えております。その後、年度内に教育長の決裁を経て、計画の策定となるスケジュールとなっております。説明は以上となります。よろしくお願いします。

本仲委員長 はい、ありがとうございました。この件について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。はい、神村委員、どうぞ。

神村委員 お疲れ様です。この読書に関して、例えば、小さな市町村やへき地校では司書がおらず、県費学校事務が司書も兼ねているという小さな学校もありまして、那覇市のように恵まれているということは市民にも本当はアピールしたいです。那覇市は恵まれていると思います。やはり教育委員会がどう取り組むか、その読書に対する取り組みが、大変期待度が高い、そして意義を持っているということだろうと思いますけれども、先ほど6割の方々が公共の図書館を使っていないということですが、おそらく、親御さんたちの共働きの多い中で、サッと行って、サッと図書館で本でも借りて来ようかと思うようなしくみづくりはありますか。主婦向けの資料は、公共図書館が多いんですね。学校図書館は、夏休みは親にも開放していると思います。私もやっていましたのでね。親子で来た場合には、親も名前を書いて借りられるようにしてあります。でも親はその時に何を借りるかという、自分の読みたい本を借りるのではなくて、子どもに読んであげたい本を借りることが多いんですね。夏休みに関しても。ですけど本当は、親御さんたちも、雑誌や週刊誌、季刊誌とかが揃っている公共図書館のほうが、いろんな意味での啓発が出来ることが多いと思うんですね。まず、車で来られて駐車スペースが確保されているかどうかですね。また無料であるかどうか。この辺はやはり、人を呼び込む時の条件になっていると思うんですね。ほしぞら公民館は1時間だけ、無料ですか。

田場主幹 今は1時間になっているか把握しておりませんが、以前は30分無料でした。

神村委員 30分だと思います。私は2時間位利用して、普段400円位払っていますから、おそらく駐車場がもしかしたら一つの問題なのかなと。有料で駐車場があるのは、ほしぞら公民館だけですか。この辺の条件と有料の施設について少し伺いたいですね。

田場主幹 有料駐車場があるのはほしぞら公民館ですけど、そもそも若狭図書館には駐車場がなく、繁多川図書館も1台～2台位しか駐車スペースがないので、どちらも周辺の民間の駐車場に止めて来られる方も多いそうです。

神村委員 駐車場を借りても、援助が出来るというのは公共では少し難しいかなと考えたりしますが、あれば最高かなと感じます。

本仲委員長　　今、具体的な事例と課題もありましたけれども、この辺もまた、検討いただければと思います。ほかに、はい、喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員　　先ほどのお話と被るかなと思いますけれども、6割の市民の方の利用を促すために、めざそう値が2倍じゃないですか。どのような対策をたてていらっしゃるのか、教えていただきたいと思います。

本仲委員長　　この可能性については、どうだったのか。

田場主幹　　2倍というのは、公立図書館を年間3回以上を利用した方の割合が、幼稚園ですと25,1%現状から2020年度は48,5%、2022年度が50%ということの確認かと思いますが、説明いたしますと、こども政策課が幼稚園の所管課になっていて、手立てをいろいろと考えたいということであつたんですけれども、図書館便りなどを、今、市立図書館から広報として持ってきていますが、これを各家庭に配布していこうという取り組みをやっていききたいということも上がっていました。今は、掲示板に少し掲示しているだけという園も多いということでした。それから各園のホームページに公立図書館のホームページのリンクを貼ったり、そうした公立図書館の情報を共有して、例えば、おはなし会が、この月はこの曜日にありますというようなことや、催し物がありますというようなことを広報していくことで、公立図書館を一度も利用したことがない保護者等をまず1回でも公立図書館に呼び込めないかなというような手立てを考えていきたいと思います。

喜屋武委員　　ありがとうございます。もう一点、よろしいですか。

本仲委員長　　はい、喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員　　この読み聞かせボランティアさんが参加している児童館数というお話がありましたけれども、これはボランティアさんというのはどのような方で、継続とかされいくのかどうか。

田場主幹　　ボランティアというのが、実際、そこを利用している保護者の方だったり、大学生などで児童館でお手伝いをするような方達というようなことであつたので、2016年度は0回となっていますけれど、2013年度は3回ありましたとか、2014年度は6館でというような形で、その年によってとても変動があるらしく、それでめざそう値が11というのは多いのではないかとということもあつたんですけれども、この6回、2014年度の6館で行っていたということがあつたので、伸ばしていけるのではないかとということ。

喜屋武委員　　ボランティアさんというのは、18歳以上とか、決まりはありますか。高校生であれば良いとか、中学生とかでも良いとかというのはありますか。

砂川課長　　基準はありません。

本仲委員長　　このボランティアというのは、この図書館の館長さんであるとか、これに携わっている方、働いている方とか、そういう人達が募ってくるということですよ。普段利

用している方達に、お願い出来ませんかというような形で呼びかけたりして、広げているわけですね。

田場主幹 そのような形もありますし、実際、市立公民館で読み聞かせボランティア養成講座をやっているのです、そことタイアップして、登録している人達を児童館に派遣できないのかなというようなことを考えています。

本仲委員長 この図書館に携わっている職員の人達がそういう意識を持って広げていくということも大切ですね。そうじゃないと広がって行かない訳ですからね。はい、神村委員、どうぞ。

神村委員 私はちょっと勘違いをしていたみたいで、養成講座を修了したボランティアではなくても、ボランティアは出来ますよね。読み聞かせのボランティアというのはいくつもあって、自分達も実際にやっていて、特に免許を持っていなくても読み聞かせをしているのですが、この講座は公民館の事業なので、それに基づくボランティアではない、ということですか。

屋比久部長 それだけではないと思います。

神村委員 ということですね。もっと幅が広がっていて、一般の人も全部含めたボランティアということで捉えて良いんですね。わかりました。

砂川課長 現場につないでいくという流れをつくりたいと考えています。

本仲委員長 今、神村委員がおっしゃるみたいに、ハードルをかけたら広がらないですね。

屋比久部長 確かにこの説明の中では「講座終了生等のボランティアとの連携により」という記載があるのですが、今、本仲委員長がおっしゃったように、やはり公民館も連携している部分でより強化されると、それで一般のボランティアを否定するものではないということです。

神村委員 そうです。ハードルが高いと思いました。免許みたいな修了書がないと、ボランティアが出来ないのかと思ったんです。

本仲委員長 確かにこの表現の仕方は、そういうふうに読み取れないと思いますね。だからこの表現の仕方を少し工夫したほうが良いかも知れませんね。

喜屋武委員 乱暴な話をすると、近くの図書館にいつも通っている老人会の方にお問い合わせ出来ませんかと司書の方がお願いしたら、1になるということですか。

屋比久部長 引き受けていただけたら、ということですね。上手い・下手ではなくて、続けていくと段々、そのボランティアの方の読み聞かせもどんどん上手くなっていきますので。

本仲委員長 ほかにありませんか。はい、渡慶次教育長、どうぞ。

渡慶次教育長 第3次ということは、第2次もあったということですが、申し訳ないのですがあまりよく第2次の内容がわからないのですが、流れとしては同じような流れで第3次も作られているということですか。めざそう値は、新たなめざそう値を作ると。

砂川課長 はい。

渡慶次教育長 休憩をお願いします。

本仲委員長 休憩します。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

本仲委員長 再開します。渡慶次教育長、どうぞ。

渡慶次教育長 一つ教えてください。27ページの6)の指標とめざすそう値の中の、指標の意図・説明の真ん中、公立図書館の団体貸出を活用する児童館数とありますが、公立図書館の団体貸出というのは、まとまった本を児童館に持って行くんですか。

田場主幹 そうです。

渡慶次教育長 なるほど、はい、わかりました。

本仲委員長 はい、ほかにございませんか。神村委員、どうぞ。

神村委員 公立学校への団体貸出もまだやっていますか。搬送システムを入れたんですよね。平成14年でしたか、あれは画期的な仕事でした。

本仲委員長 はい、ほかにございませんか。はい、比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 15ページの⑥「障がいのある子どもが自主的に読書活動を行える環境を整備する必要があります。」という部分で2件お聞きしますが、この7図書館の施設も、それようにきちんとバリアフリーがされていて、それで障がいのある子が呼び込めるのか、あと、デイジー図書は中央図書館にしかないのかということです。今、これだけデイジー図書が浸透してきている中で、中央図書館だけなのかということを、質問させていただきました。

本仲委員長 はい、どうぞ。

田場主幹 今、デイジー図書は中央図書館だけに所蔵しています。見る機械も必要になりますので、今は中央図書館のみの設置となっていて、それを今後は学校図書館に貸し出して行って、学校図書館では、また、学級が設けられていると思いますので、そこに活用できないかなということで考えています。

比嘉委員 バリアフリーは、どうですか。

田場主幹 バリアフリーは、ほしぞら図書館は大丈夫ですが、他は完全バリアフリーとは言い難いです。

砂川課長 中央図書館に関しては、スロープ設置はしています。

田場主幹 若狭図書館も建物の1階にあり、スロープはないですが、スムーズに入れる状況です。

砂川課長 完全なバリアフリーを対応しているかというのと、そこまで出来ていませんけれども、バリアフリーに向けての当座の対応策というのは講じております。

本仲委員長 はい、どうぞ。

比嘉委員 あともう一つ、図書館の職員が障がい児の対応に関して、福祉の資格というか、マ

ナー研修というものがありますけど、それを受けたことがありますか。もしなければ、今後、検討していけたらなと思いました。

本仲委員長 今、現在ありますか。

田場主幹 受講したかどうかについては、すみません、情報を持っていないんですけども、私も図書館に勤務していたことがあります、その時には特にマナー講習の受講はありませんでした。

本仲委員長 なければ、障がい者の対応として。

比嘉委員 もし今後、機会があれば。障がい者の介護マナー講習は、那覇市の福祉課でも対応の仕方などについての講習がありますので。学校関係の施設は、結構受けている方はいらっしゃるんですけど、この図書館のほうも、もしこういうことを推進するという宣言があるのであれば、必要だと思います。

本仲委員長 大事な研修だと思いますよね。今後また、検討をお願いします。

砂川課長 職員のスキルアップ研修に含めて考えていきたいと思います。

本仲委員長 はい、喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 先程、デイジー図書の話が出ていましたが、特別な機械がないので中央図書館のみでという話がありましたが、最近、スマホとかタブレットが普及していて、私も視覚障がいを抱えているので、本が大好きなんですけれども、電子図書で読むことが多いんですね。拡大を自分でしたり、読み上げソフトというのか、どのスマホにも標準搭載されているので、予算等もあるかも知れませんが、例えば各図書館にタブレットが5台位あって、それを見たりとかするのも、もしかしたら良いのかなと思ったんですけども。

本仲委員長 確かにスマホはね。

喜屋武委員 そうするとご高齢の方とかにももっと活用していただける機会が増えると思います。

本仲委員長 とてもいい指摘ですね。はい、ほかにございませんか。はい、比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 ブックスタートの継続の件ですが、私は県立図書館にも関わっていて、授乳室問題が課題になっていました。やはり授乳室がないと小さなお子さんを連れている方は、図書館に行きにくいという声が聞かれるので、そういった形のものを含めて、作れなくてもそのコーナーを作るとかっていうのを検討してもらおうと、多分、ブックスタートの継続移行につながるんじゃないかなと思っているので、それを図書館内で検討していただければなと思います。

本仲委員長 市民サービスの一つとして。ほかにございませんか。それでは報告1「第3次那覇市子どもの読書活動推進計画(素案)について」は、この辺で終了といたします。

続きまして報告2「那覇市立図書館の指定管理者制度導入及び一部業務委託拡大検討結果について」、説明をお願いします。はい、屋比久生涯学習部長、どうぞ。

屋比久部長 報告2でございます。「那覇市立図書館の指定管理者制度導入及び一部業務委託拡

大検討結果について」、みだしのことについて別紙のとおり報告する。平成30年2月15日提出、教育長 渡慶次 克彦。報告理由 本市の市立図書館への指定管理者制度導入の可否及び一部業務委託拡大について、検討した結果を別紙のとおりとりまとめたので報告するものでございます。詳細につきましては、生涯学習課から説明いたします。

本仲委員長 生涯学習課 与座主査、よろしく申し上げます。

与座主査 お手元の資料「那覇市立図書館の指定管理者制度導入及び一部業務委託拡大検討結果について」をご覧ください。こちらは昨年度、平成28年度に4回の検討を行い、3月31日をもって部長決裁をいただきました。本来ならば早目に報告をするべきものでありましたが、今年度、私のほうでタイミングを逸してしまいまして、本日の報告となっております。遅れたことを大変申し訳なく思っております。申し訳ございませんでした。検討の内容についてかいつまんでご説明させていただきます。1ページ目の「はじめに」からです。平成15年6月の地方自治法の一部改正により、公の施設に指定管理者制度の導入が可能になってから、13年が経過している。図書館における指定管理者制度の導入については、本市の指定管理者制度に関する運用指針に基づき、繁多川図書館開館準備に当たる平成16年度、平成18年度、平成27年度と過去3回の検討を行っており、各結果は次に記述するとおりである、となっております。2ページ目をご覧ください。1、これまでの検討内容とその結果、これまで3回の検討結果について、簡単にご説明いたします。まず、①平成16年度「繁多川図書館の委託方法について」、平成15年4月民間による一部委託の方針で、民間による委託で開館を検討していたところにおいて、指定管理者制度の導入へと方針が変わってきたことから、導入の可否について検討を一度行っております。その際、結果としては、「図書館法第13条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条の教育委員会による館長の必置規定」という条項が、指定管理者制度との整合性に欠くという理由で、指定管理者制度を退けております。そこで県内初の民間事業者による一部業務委託での開館を決定し、繁多川図書館については、平成17年4月に開館を行っております。その後、全国生涯学習・社会教育主幹会議において、「地方公共団体または指定管理者が館長を必ず置くこと」という見解が明らかになったことから、全国的にその後は指定管理者制度の導入が進んでいるという状況がございます。次に、②平成18年度「那覇市社会教育施設の指定管理者制度導入検討結果について」、本市において、指定管理者制度に関する運用指針が決定したことから、平成17年11月に検討委員会を設置し、公民館・図書館及び壺屋焼物博物館の3つの社会教育施設への導入についての検討を行っております。その結果、図書館につきましては「指定管理者制度の導入により若干の人件費の節減効果が期待されるが、デメリットもしくは課題や懸念事項が払拭されない中での導入は妥当ではない」という結論が出されて

おります。その際の課題事項といたしましては、「①個人情報の漏洩の危惧、②受託団体の確保の困難、③他の図書館との連携による図書館資料の相互貸借等が損なわれる恐れがある」という、3つの懸念をもって指定管理者制度の導入を退けたという経緯がございます。次に、③平成27年度「那覇市立繁多川図書館の指定管理者制度導入検討結果について」検討を行いました。生涯学習推進計画の中に、すでに一部業務委託で行っている繁多川図書館を指定管理者制度に移行するべきかと、いうことについて検討するという課題があったことから、平成27年度において、繁多川図書館に限定して検討を行った結果でございます。その結果としては、指定管理者制度の導入の目的の一つである民間の能力を活用し、市民サービスの向上を図るという点において、もうすでに現在の一部業務受託者が専門性を生かした事業を展開しているという事と、指定管理者制度に移行する意義が見いだしにくかったという事と、経費の増が逆に見込まれると、指定管理者制度の移行により新たに館長業務が生じることから人件費が増となるということが挙げられました。③受託団体の確保の困難、図書館事業そのものが収益の見込みにくいサービスとなっております。収益可能な目的外スペースの設置、これは喫茶コーナーとか、佐賀県武雄市にあるツタヤさんが入っているような形態を設置するためには、図書館とは別に目的外のスペースをもって、条例制定をして、その中で行うことが出来れば設置が可能となりますが、現在本市では、市立図書館においては敷地が狭隘であることから、そのスペースの設置が難しいとなると、受託をしてくれる団体を探すこと事態が難しいのではないかとということで、確保が難しいということが挙げられております。④指定管理者の業務が限定的であることについては、7館全て、図書館・公民館との複合施設となっているため、本市がまとめて一括して、清掃・警備などの施設管理を含めて行うほうがコスト的な負担が少ない、抑えることが出来るというところから、市直営にしたほうが有利であるということが挙げられております。それによりまして、一部業務委託と指定管理者制度について、その運営概念に差がなかったこと、逆に移行には経費が増となるデメリットや課題があったため、繁多川図書館については、今後も一部業務委託を継続するという結論が出されております。2、今回検討に当たっての条件といたしましては、先ほどもご説明したとおり7つの図書館、公民館も含めて複合施設であり、運用コストの面から、施設管理は市が行うということが決まっております。そこで①中央館は直営とし、本の廃棄及び相互貸借については中央館のみが権限を持つこと、ということを決めました。こちらは図書館の目的とか、役割、機能を維持する統括館として中央館を直営として残すと、本の廃棄は市の大切な財産を処分する行為であるため、慎重に行う必要があります。特に郷土本は二度と発行されてない物も多いことから、市が責任を持って行う必要があると考えております。また、相互貸借は、図書館においても最も市民サービスに直結することから、市が責任を持って中央館で行う業務とするということ

で、中央館は直営とするという条件を設けました。②施設管理を行わない4つの分館につきましては、牧志駅前ほしぞら図書館、小禄南図書館、首里図書館、石嶺図書館を対象とすると、先ほどご説明したとおり、施設管理に係る委託業務は、市が一括して委託することでコスト削減を図っていることから、施設管理は市が直営で行うということになっております。続きまして3、指定管理者制度の導入について、検討に当たっては、制度の導入により指定管理者制度導入の運用指針の目的である「民間能力の活用と市民サービスの向上」及び「経費の節減」が達成できるのか、また、本市の図書館の基本姿勢の達成が可能であるかの視点で検討を行いました。指定管理者制度の導入の状況ですが、県内におきましては、導入済みの館が2館ございます。本部町立図書館と北中城村のあやかりの杜図書館の2つが県内においては指定管理が導入されていますが、あやかりの杜図書館については、キャンプ施設等含む大きな複合施設となっており、主な収入はそちらから得ることが出来るということになっております。本部町立図書館につきましては、文化協会が企画しておりまして、特にそこから収益があるという訳ではないとのアンケート結果をもらってきております。県内においては、導入検討中が3館、導入の予定がないという所が18館、導入率が8.3%となっておりました。また、全国におきましては、3,182館中、426館で導入されており、導入率は13.4%となっております。公立図書館の指定管理者制度について、公益社団法人 日本図書館協会が毎年調査を行っております。こちらの中から資料として抜粋しております。また、指定管理者制度を導入したけれども、直営に変更した館がその中から12館、現在あるということ、その中でも、本市と同じ中核市の山口県下関市が導入してから5年で直営に戻したという理由が、指定管理による運営では人件費が抑制され、利用者に対応したサービスやレファレンス、調べ物の相談などの充実を推進することが難しいという市長の判断で、直営に戻したという経緯があるということも念頭に置いたうえで検討を行ってきました。(2)です。指定管理者制度のメリット、デメリット・課題事項についてまとめてございます。メリットといたしましては、3つあります。ア 企画団体の特色及び人的ネットワークを活用した魅力ある事業の企画・実施が期待できるということで、民間能力の活用は可能であると考えております。また、イ 職員の勤務体制によって柔軟な対応、これは各開館時間の延長であったり、開館日の増館などが期待でき、市民サービスの向上も図られるのではないかとというメリットがあります。また、ウ 正規職員から委託にかわることで、歳出の節減、こちらにも主に人件費になるかと思いますが、経費の節減が図られるということがメリットとして挙げられております。ただし、デメリットと課題事項が、次の3つございまして、1つがア 指定管理者の変更に伴い、サービスの質的均一性や継続性が途切れる危険性があるのではないかとということが挙げられました。こちらは指定管理者が、もし継続して続いていくなれば良いのかもしれないのですが、

もし丸ごとごっそり変わった場合には、職員が全て変わっていくことからその館としてのやり方ですね。これまでのノウハウの導入、継承がちょっと難しい面があるのではないかということが一つ課題として挙げられました。次に5ページ、イ 受託団体の確保が困難、こちらは繁多川図書館のほうでも検討したとおり、目的外のスペースというのが現状の図書館では、設置することが難しいことから、収益が見込めない事業に対して受託してくれる団体というのがどれだけあるのかというのが、確保が困難であるということが理由として挙げられております。3つ目、ウ 図書資料の収集バランスを調整する必要があると、こちらにつきましては、本市では限られた予算の有効活用を図り、市民の多様の要求に効果的・効率的に応えるために、収集方針の中で専門部会を設けて、中央館・分館の図書構成の分担を行っております。全ジャンルを効率よく網羅した資料収集を7館全てで行っています。指定管理者に移行したとしても、この専門部会への参加及び収集方針の沿った図書館資料の選定・購入のほか、相互貸借規定に沿った本の貸し出しなど、業務の範囲や仕様書等で詳細に協定を結ぶことによって、ある程度は守られるかと思いますが、指定管理者の弾力的な運営ということがそこでかなり押さえられてしまうのではないかという懸念が挙げられております。後で一括して報告します。次に、4、一部業務委託の拡大推進について、ということで検討いたしました。すでに事務業務委託を行っている繁多川図書館において、委託等に関する基本方針というのがございます。その中の「市民参加の促進、市民サービスの充実・向上」と「経費の節減を図る」という二つの目的が達成されるのかということを検証した上で、今後4分館への導入拡大が有効なのかという指定のもと行いました。現在、一部業務委託を行っている繁多川図書館、受託者の取り組みといたしましては、アの「市民参加の促進、市民サービスの充実・向上」という面におきまして、受託者の特色を生かして、乳幼児を対応とした「ぴよぴよおはなし会」を設けております。また、出前による団体、読み聞かせや、学校行事への参加による読書活動支援など、図書館で勿論守勢ではなく、外に出て行って活動もいろいろしていただいているということで、一部業務委託によって受託団体の能力がかなり活用された事業が実施されていることが確認されております。また、「経費の節減」についても人件費の節減が見込まれているということがあって、繁多川図書館については、すでに達成されているということがわかりました。今後、他の4分館に拡大していく中での課題事項といたしましては、一部業務委託を続けていく中で、実際、受託可能な団体というのが、現在の沖縄県子どもの研究会以外に、他に団体があるのかという把握の面については、これ以外の団体というのが、今、なかなか見つからないという状況がございまして、今、一部業務委託の際の資格要件というのを、団体の事務所が市内に住所が設定されているか、ということに絞っていることもあるのですが、今後は県内及び県外に広げた公募というのでも検討する必要があるのか、その際にはその団体の運営

能力、実績などについては、十分に調査する必要がある、慎重な選定が求められるということが課題として挙げられております。また、イとしては、受託団体の運営ノウハウによって、サービスに差異が生じる危険性があると、一部業務委託においては、カウンター業務及びレファレンスなど、直接的な利用者サービスを委託することから、委託職員の対応能力によってサービスの質に差が出てくるかもしれないという課題事項がございました。2つ一括してのまとめとなりますけれども、指定管理者制度と一部業務委託、どちらにおいても経費の節減については、見込めるメリットはあるが、大きな違いは市がどれだけ関与できるかにあるということです。（１）指定管理者制度の導入について、図書館の事業そのものが収益の見込みにくいサービスであり、敷地狭隘からも受託団体の確保が困難であること、図書館運営において懸念される事項については、事細かに協定で定める必要があることから、指定管理者制度の導入の利点である、弾力性のある運営が図書館においては難しいということが挙げられております。また、指定管理者の変更に伴い職員が全て変わることから、長期的な市民サービスの継続性が困難になる恐れがあるということから、現状、指定管理者制度の導入は妥当ではないという結論になりました。また、全国でも指定管理者制度を導入したけれども直営に戻した、という状況があることから、導入には慎重になる必要があると、ならざるを得ないと考えております。（２）の一部業務委託の拡大につきましては、市の職員を館長として配置し関わることで、受託事業者の能力を活用し連携を図りながら、市の意向を的確に反映した図書館運営が出来るということがわかっております。また、一部業務受託者に変更があった場合にも市職員の館長が引き続き配置されるため、その間における地域の特性や地域住民に対応した市民サービスのノウハウは持続することが出来ることから、市だけではなく市民にとっても大きなメリットが一部業務委託にはあるのではないかとということから、本市の評価につきましては、指定管理者の導入については妥当ではないが、一部業務委託の拡大については、受託可能団体の把握及び慎重な選定による受託団体確保を行えば有効であるという結論にいたった、という内容で目標をまとめさせていただきました。以上です。

本仲委員長 はい、この件について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。はい、神村委員、どうぞ。

神村委員 具体的に伺いたいのですが、繁多川に関しまして、繁多川公民館の中に図書館がありますよね。公民館のいろいろな事業もありますよね。その一角にあつて、市からはその図書館のみの館長がいらっしゃるんですか。

与座主査 中央図書館の主幹が兼務をしておりまして、常時いるわけではないです。

神村委員 この中で司書も雇っていますか。

与座主査 はい、受託団体の中に司書が何名以上という要件がございまして、3名以上とか決まっておりますので、それで配置が決まります。

神村委員 繁多川図書館の規模で司書が3名ということですか。

与座主査 3名は必ずいるということです。3名以上です。繁多川図書館については、ほぼ皆さん、司書資格を持っていいらっしゃる方です。

本仲委員長 館長の勤務は中央図書館にいらっしゃるわけですね。

与座主査 週に1回行ったり、月に何回か決めて行くというような事務をしています。

屋比久部長 一般の利用者から見たら、館長さんは多分兼務の職員ではなくて、恐らくこの受託者の代表の方と思うでしょうね。例えばもし受託者が変わった場合でも、この中で行っている事業を継続していくためには、ボランティアの方とのつながりということも含めて、やはり館長には、市の職員を置くべきだと思います。

神村委員 知っているようで知らなかったですね。繁多川図書館の事業に参加したことがありますが、その時に公民館の館長と思っていました。図書館の館長だったわけですね。わかりました。しかも3名の司書がいるということが、学校現場よりも素晴らしいですね。

与座主査 指定管理前は、確実に資格を持っている方を非常勤職員として4名は配置しています。繁多川図書館については、ほとんどの方が資格を持っていちゃって、4名以上、一番多い司書の配置になると思います。

神村委員 そうですね。4名分の力がこの図書館の中に本当に発揮されているかということが、私は課題かなと、正直に申し上げまして、こんな素晴らしい司書免許を持って、利用者には地域の子ども達が結構いましたけれども、学校の図書館にはもちろん教師もいるので、学校は1人で良いかなと思うんですけども、あれだけたくさん司書が居て、本当に子ども達が本を活用して、もっと図書館に足を運んだほうが良いという実感を、今、全て司書の免許を持っているということで、ビックリしながら、もっと利用しなければいけない、もっと啓蒙しなければいけないと思いましたね。素晴らしいと思いました。以上です。

本仲委員長 繁多川公民館のこの業務一部委託というのは、今後良い事例になるんじゃないですか。今後広めていく中でね。結論としては、先ほど非常に丁寧に説明していただきましたが、まとめの中に結論が入っていて、導入には慎重にならざる得ないと。

屋比久部長 指定管理はですね。

本仲委員長 一部委託は継続していくと。

与座主査 もしくは、拡大は有効だと思っているんですけども、実際に受託する団体というのが、現段階以外に県内いるのかなということを含めて、更なる検証等が必要になってくるのかなと思っています。

本仲委員長 はい、ほかにございませんか。よろしいですか。それでは報告2「那覇市立図書館の指定管理者制度導入及び一部業務委託拡大検討結果について」は、この辺で終了いたします。

議案第34号「地方自治法第180条の2に基づく協議について」、これを議題とします。屋比久生涯学習部長、お願いします。

屋比久部長 議案第34号でございます。「地方自治法第180条の2に基づく協議について」、地方自治法第180条の2に基づく協議について、別紙のとおり依頼する。平成30年2月15日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 奨学金事業、給付型奨学金制度が始まりますけれども、その事務については、市長の事務ですけれども、それを教育委員会職員で補助執行させるためには、市長との協議が必要となりますので、その議案を提出するものでございます。なお、補助執行する事務は、平成30年4月1日から実施したいということでございます。詳細につきましては、総務課から説明いたします。

本仲委員長 はい、仲程総務課長、お願いします。

仲程課長 ページをめくりまして、2枚目が教育委員会から那覇市長あてに、地方自治法第180条の2に基づく協議ということで、依頼を出すということになります。これが概要になります。中身について、記以下ですが、1 協議事項については、市長の権限に属する事務の補助執行について、となります。2 対象となる事務は、奨学金事業に関すること。3 協議理由ですが、奨学金事業に関する事務については、奨学生を選考し人材育成するという観点から、教育行政が事務を行うことがより効率的であると考えられるため、教育委員会の職員において補助執行させたいので協議する。補助執行する事務は、平成30年4月1日に開始したいということになります。補助執行というのは、ごくごく簡単に説明をしますと、市長の仕事を教育委員会において代わって執行すると、しかしながら対外的には市長が行っていることですよ、という行政上の執行の仕方ですが、市長に協議をして奨学金事業について、教育委員会のほうで執行させてくださいという協議でございます。説明は以上です。

本仲委員長 この件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。はい、神村委員、どうぞ。

神村委員 逆かと思いましたが、市長から協議が来るかと思ったんですけれども、こちらから行くんですね。わかりました。

本仲委員長 はい、どうぞ。

仲程課長 今の件で、いろいろあろうかと思いますが、教育委員会がこれをやりますと規則でうったり、形としては、教育委員会の中で執行するのが効率が良いということになりますので、教育委員会ですでにさせていただきたいということになります。

神村委員 そういうことだと思いますので、理解しました。

仲程課長 補足で資料①・②がございますけれども、担当の生涯学習課からの資料を添付しておりますので、何かありましたらよろしくお願いします。

本仲委員長 この選考委員の委員を6人で組織するというのは出来ているんですか。

砂川課長 案としてですけれども、選考委員の大学関係者及び高校の校長会、私立の高校もありますので、それぞれ1名ずつ、後は奨学金に関わっている団体からの推薦をいただいてという6名で考えておりますけれども、どなたをというのはこれからです。

本仲委員長 はい、ほかにありませんか。よろしいですか。やる気のある那覇市教育委員会ということで。

屋比久部長 ぜひこれは私どもでさせていただきたいと市長にお願いをするということで、ご理解をいただきたいと思います。

神村委員 教育に関することなのでね。

屋比久部長 逆に市長のほうからそれをやってくれませんかということも可能ですが、お互いにそれで協議をするということになります。

渡慶次教育長 頼まれてやるよりも積極的にやったほうが良いですね。

本仲委員長 議案第34号「地方自治法180条の2に基づく協議について」は、原案のとおりで異議はございませんか。

全員 異議なし。

本仲委員長 異議なしとのことですので、議案第34号「地方自治法180条の2に基づく協議について」は、議決致しました。

以上を持ちまして平成29年度第21回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。

案件の審議結果

議案第33号	那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第34号	地方自治法180条の2に基づく協議について	原案どおり可決